

Title	山田忠雄氏提出学位請求論文審査要旨：一撲打毀し研究序説
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.2/3 (1986. 1) ,p.152(266)- 154(268)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報 学位請求論文審査要旨
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860100-0152

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山田忠雄氏提出学位請求論文審査要旨

提出された論文は、本論文『一揆打毀し研究序説』と、天明期の幕政に関する論考三編の副論文とから成る。その内容を要約すれば、およそ次の如きものである。

本論文は、第一章「一揆禁令と農民の抵抗」、第二章「一揆の組織と要求」、第三章「伝馬騒動」、第四章「江戸打毀の時代相」の四章からなり、補論として「幕末維新期の人民闘争」が付されている。

あらゆる階層の一揆徒党を禁圧解体させたところに成立した近世日本の幕藩制国家にとって、一揆は国家の基本問題であったとの視点に立つ著者は、まず第一章において、一揆禁令の時間的推移のなかに、国家とその権力に対決した人民の闘いの歴史を辿っている。即ち、幕府が成立当初農民に認めた去留（逃散）直訴の権利のその後の変化を幕法藩法によってあとづけ（第一節「訴訟と一揆」第二節徒党・一味神水の禁止）、徒党に対する一般的禁令から、弾圧的な強訴・逃散禁令に移る享保宝曆期の変化を検討し、（第三節「禁令の強化と抵抗の拡がり」）、ついで一揆の汎領域化、都市打毀しに対応して行われた鉄砲使用、訴人褒賞、門訴禁止を含む明和期の、弾圧体制の整備完成に至る経過を明らかに

している（第四節「禁令の体制整備と一揆の深化」）。これらの検討を通じて、一揆禁令が「公儀法度」として発令され、藩法はそれに照應する形で発せられたものであり、一揆が幕藩制国家に対する公然たる抵抗であり、階級闘争であったと説いている。

第二章「一揆の組織と要求」においては、多様な史料を整理分析し、従来手薄であった運動史的観点に力点を置いて、その具体像を示すことにとどめている。即ち一揆結集の核となる発頭人・頭取の役割、廻状張紙などによる伝達、蜂起後の参加の強制威嚇、打毀しにおける行動規則などの組織（第一節「一揆の組織」）と、夫食拝借・年貢減免・悪役人の身柄引渡しなど主要な要求項目（第二節「一揆の要求」）について、詳細に検討している。

右のごとく一揆史に対する研究視点を確認した上で、第三章「伝馬騒動一揆記録にえがかれた強訴・打毀しの世界」において、著書は明和元年（一七六四）に、武藏国を中心に中山道沿いの広い範囲にわたり発生した大一揆伝馬騒動をとりあげ、その具体的な内容を詳述している。幕府の年貢増徴政策としてとられた増助郷計画に反発して発生したこの一揆について、文書・記録・実録など多様な史料に厳密な批判を加えつつ、諸説ある一揆発生地を、武州本庄宿助郷村と推定し（第一節「一揆の背景」第二節「一揆の発生」江戸の幕府への大挙強訴から打毀しへ拡大激化したのち、増助郷の無条件撤回を克ちとり鎮静するまでの運動経過を克明にあとづけている。著者は一揆の前半の大挙強訴の性格を「汎領域闘争」と規定し、要求を克ちとった後に行つた不参加村や、増助郷改革出願者らに対する打毀しを「共同体の社会的制裁」

と性格づけている（第三節「一揆の出立ち」第四節（強訴から打撃しへ）。これらの点は、鎮静後の一揆関係者への処罰の軽重によっても確認されると説き（第五節「処罰」）、この一揆が、その後の周辺農民に与えた影響と、幕府の苛酷な禁庄体制への移行と展望して、この章を結んでいる。

第四章「江戸打撃しの時代相」は、享保一八年（一七三三）天明七年（一七八七）両度の江戸市中打撃しを、発生経過・参加者及び幕府の対応について詳細に検討し、両闘争の質的な変化を究明したものである。即ち幕府の米価政策の遂行者であった米問屋高間伝兵衛店を、市民が襲撃した享保打撃しの事実経過を、関係史料に吟味を加えつゝ叙述し、この事件が長崎・高山・富山の打撃しに影響を与えたと述べている。特に事件の翌年、代官の申入により、近隣大名が鎮圧出兵すべきことを命じた幕府法の公布について、通説を批判しつゝ発令に至った事情を解説した部分は注目をひく（第一節「享保期の打撃し」）。ついで天明の打撃しについて、被害者の三分の一が米商人であった点で、米一揆の性格を認めつゝも、その他広範な業種に被害者が及んでいた点から、市中における日常的な諸矛盾の噴出したものであったことを確認している。特に運動の展開過程を詳細に検証し、商品・家財を破却しても、略奪を厳禁した当初の自己規制と、運動の激化につれその規制が喪われていくことを明らかにし、また参加者が町内又は近隣の下層民であった事実を明らかにし町奉行所の指示により町内治安の回復に当った者が、前月の打撃し者であったという注目すべき事実を指摘している。著書はそこに、享保期の打撃しと

段階を異にする性格を認めている（第二節「天明期の打撃し」）。補論（幕末維新期の人民闘争）は、幕末維新期の一揆打撃しに関する試論であって、前章までの実証的論述とは趣を異にして「革命的情勢」についての理論とその適用を論じ、特に闘争主体の下層民から、前期プロレタリアートへの移行に問題の焦点を置き、農村一揆と都市打撃しとを結ぶ紐帶となつたこの階級の解明に、今後の研究の方向があることを展望したものである。

以上の如き内容をもつ本論文は、一揆打撃しの研究に多年精進し、この分野の指導的立場にある著者の近業の集成であつて、著者自身を含めて、戦後に蓄積されてきたこの分野の現時点における、一つの集約とも見做し得るものである。

著者の立場は、「階級闘争とは、基本的には政治史の一部として成立する性格のものだと理解される」（二〇五ページ）と述べている通り、一揆打撃しを政治史上の課題とする所にある。幕藩体制を構造史的に追究するという、戦後の日本近世史研究の潮流の中で、階級構成の面から分析する方法が多くとられてきたことを意識して、本来のあるべき路線上に主題を据え直そうとする著者の主張である。著者が本論文において「運動」に力点をおき、非日常的な運動のうちで形成される、組織や意識を重視しているのは、この観角からの当然の選択である。運動の展開と幕藩国家権力の禁制、弾圧体制の強化との相互関連的な歴史過程に関する論述は、著者の力を注いだ部分であると同時に、本論文において最も生彩あるところとなつていて。

本論文の特色の一つは、幕府の記録から近刊の地方史書に収め

られた局地内な史料に及ぶ、幅広い範囲に史料を博搜し、それらの記事を慎重に比較検討し、実証史学の手法を厳守した論述は、説得力に富むと同時に、一揆打毀しの実像を、細部にいたるまで具体的に明確に描き出したことは、本論文の顕著な成果であり、既存の通説を修正したものも尠くない。

このように、本論文は著者多年の研究成果を集約した内容豊かな著作であるが、自ら「研究序説」と称している通り、今後の研究に俟つべき所も専くない。例えば、第一章における法文解釈の中には、必ずしも一義的に断定し難いと思われるものがあり、第二章中の一揆の要求項目には、時期的な限界が認められる。

また第三章において、幕府に対する大挙強訴を「汎領域闘争」と規定し、不参加村、改革出願者らに対する打毀しを共同体の「社会的制裁」と性格づけている著者の論旨は注目には価するが、当時の共同体乃至共同体的秩序とは如何なるものであったかについての解説が欠けているため、論旨そのものの重厚さを乏しくした嫌いがある。この点は、一揆打毀しの非日常的運動に研究主題を据えた著者の基本的視角と関係するものと思われる。著者の立場の正当性を認めるに同時に、一揆成立の社会的な基礎構造に関する学界の成果を進んで受けとめる配慮が望ましい。

補論において、闘争主体の下層民から前期プロレタリアートへの移行に、維新期の研究主題があると説いてるのが一層上述の感を深くする。著者が論旨を明確にするため、本論文で構造史の側面を敢て捨象した意図は諒解できるが、一揆打毀しの研究を大成するためには、避けて通れない著者に課された今後の課題である

と思われる。

さらに嘱望しい点は、著者が副論文として提出した、田沼政権の成立と失脚に関する精緻な研究は、それ自身は優れたものであるが、一揆打毀しを政治史として追究する著者には、それを基軸に据えて、幕藩国家の政権、政策変更を総合した新らしい政治史像の構築という壮大な分野が前途に望見される。熱意と精力に富む著者に対し敢て過大な期待を寄せたい。

これを要するに、本論文は、一揆打毀しの研究史上に、一つの画期をなす力作であって、多年の精進によりこの成果を挙げ、学界に寄与した著者は、文学博士の称号を帯びるにふさわしいと判断する。

論文審査担当者

慶應義塾大学文学部教授

河北展生

慶應義塾大学名誉教授 文学博士 中井信彦
慶應義塾大学文学部助教授

坂井達朗